

特集

水道料金等の統一について

平成27年6月定例会において、水道料金、下水道使用料及び浄化槽使用料の統一に係る議案が提出され、本会議における採決の結果、「可決」しました。本案件については、付託された市民生活委員会において、慎重審議いたしてありますので、その主な質疑内容等についてお知らせします。

議第115号

水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

及び

議第116号

簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】合併時の懸案事項である水道料金については、料金体系等の違いにより、区域ごとに格差が生じており、水道料金を統一することで、使用者負担の公平性を図る。改定料金は、平成27年12月請求分から適用する。平均改定率は、15・5%（供給単価・現行206円↓改定後238円）。料金体系は、有収水量が全体の約6割を占める本渡地域を基に統一する。

【問】水道料金、下水道使用料及び浄化槽使用料の統一に至った理由について。

【答】料金改定等に至った基本的な考えとして、「同一のサービスは同一料金が望ましいこと」、「水道事業会計等においては独立採算を原則とし、併せて一般会計からの繰入金金の縮減を図りた

いこと」、また、「普通交付税の一本算定移行に伴う減額の影響（平成28年度から段階的に減少し、同33年度には26年度と比べて44億円減る）」が主な理由である。

【問】水道事業の経営状況と今後の展望について。

【答】水道事業会計では、1,500万円程度の経常損失が生じる見込みであり、収支の改善が必要。簡易水道事業においては、一般会計からの基準外繰入金、約2億800万円と、依然として高い水準で推移している状況。今後、水道事業と簡易水道事業の会計の統合を行い、上水道と簡易水道の施設をつなぎ効率的な運営をし、投資額を抑えていきたい。

※特別会計の収入不足を、国の基準以外で市の税金等を財源として一般会計から支出される金額。

【問】路木ダムから取水を開始したことによって、どの程度料金に影響したのか。

【答】試算した場合、1立方メートルあたりの給水原価で、1・25円程度の費用となるため、直接的な影響は少ないと考えている。

【問】簡易水道地区の現行料金格差はどれくらいか、また、激変緩和措置はできないのか。

【答】一般家庭で1月20立方メートル使用した場合、最も高い地区が、4,6

20円、最も低い地区が3,340円であり、1月に1,280円、1年間で、1万5,000円程度の料金格差が生じている。段階的に料金を上げるとは、不公平感の解消に更なる期間を要するので、激変緩和措置は講じない。

【問】今回の改定に当って、一人暮らしや高齢者世帯への配慮は行ったのか。

【答】今回の統一に当たっては、従量料金の第1段階、8立方メートルまでを、1立方メートルあたり55円と低く設定した。一人暮らしや高齢者世帯であれば、この8立方メートルまでで基本的に、飲料水や衛生管理など生活に必要な水量を賄うことができるため、この部分で一人暮らしや高齢者世帯に配慮している。

議第117号

下水道条例の一部を改正する条例の制定について

及び

議第118号

集落排水処理施設条例の制定について

【説明】合併時の懸案事項である下水道（公共・特環・農集・漁集の4事業）使用料を統一することにより地域間の格差を是正し、使用者負担の公平性を図る。改定使用料は、平成27年12月請求分から適用する。平均改定率は、12・7%（使用料単価・現行166円↓改定後187円）。使用料体系は、下水道処理人口の約8割を占める本渡地域を基に統一する。

【問】地域間の格差について。

【答】一般家庭で1月20立方メートル使用した場合、最も高い地区が3,610円、最も低い地区が1,960円であり、1月に1,650円、1年間で2万円程度の料金格差が生じている。

議第119号

浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】合併時の懸案事項である浄化槽市町村整備推進事業の浄化槽使用料（倉岳・天草・新和の3地域の使用料）を統一することにより地域間の格差を是正し、使用者負担の公平性を図る。改定使用料は、下水道使用料の請求月に併せて、平成27年12月請求分から適用する。使用料設定は、人槽による定額制の使用料（新和）に統一する。その後は、3年間段階的に改定する経過措置を設け、下水道使用料、個人設置型浄化槽維持管理費との格差を是正する。

【問】本市の浄化槽整備は、市町村設置型と個人設置型の2つ制度があるが、統一を図る必要があるのではないか。

【答】合併前の施策を引き継いだ関係で、倉岳・新和・天草町の3町では、市町村設置型を採用し、その他の地域は補助金を交付する制度の個人設置型による事業を推進している。本市では、個人設置型が全体の約9割を占めている。個人設置型と市町村設置型には負担に差があるため、平成29年度以降の新規設置については個人設置型に統一するよう準備を進める。

その他の条例改正

議第111号

体育館条例及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】五和西体育館及び五和西運動広場を、市有財産活用計画により社会体育施設から普通財産へ用途変更するため、条例改正するもの。

【問】五和西体育館及び五和西運動広場の活用と五和西体育館が第2次避難所に指定されていることについて。

【答】藻類バイオマス事業の実験場として、利活用の検討を進めている。災害時については、第2次避難所として開放できるよう、今後検討する。

議第112号

地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員の資格要件について条例を改正するもの。

【問】主任介護支援専門員の資格要件とメリットについて。

【答】これまで一度研修を受けることで資格取得できたが、質の向上のために定期的に更新制度を導入することによって、現状にあったケアマネージメント能力の向上が図られる。



一般会計補正予算（第2号）

◆総務費

【総務管理費・財産管理費】

【問】高浜駐在所の建て替え用地造成事業について。

【答】現在の駐在所は急傾斜地に建てられているので、災害時に適さない場所である。そこで、本市の行政機関等とも連携が取りやすく、地域住民の相談も受けやすいことから、天草中学校のグラウンド等の一部を造成し、用地を確保した。土地については、貸付料を徴収する。

【総務管理費・企画費】

【問】藻類バイオマス実証事業組合の概要について。

【答】同組合は、地元企業12社で設立され、平成25年度より市の委託事業を受け、藻類バイオマス事業が可能かどうか大学や企業と連携し、藻の研究を行っている。

【問】天草市プロデュースアドバイザー事業委託料について。

【答】具体的な事業化計画は、現在のところ未定で、今後、小山薫堂氏（本市出身）と意見交換を行い、小山氏の国内外での人脈や経験、発想力により、観光面・経済面の両面にわたり、天草の魅力を高めて頂きたい。また、併せて本市に経済効果をもたらす事業を検

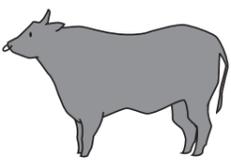
討していく。

◆農林水産業費

【農業費・畜産振興費】

【問】畜産競争力強化対策整備事業費補助金・畜産クラスター計画について。

【答】本事業は、地域の畜産関係者が連携した協議会を設立し、収益向上対策（畜産クラスター計画）で施設整備等を支援する事業。今回は、JAあまくさ肉用牛生産振興協議会が行う肉用牛繁殖牛舎増築に補助するもの。



◆商工費

【商工費・観光費】

【問】多言語音声ガイドシステム整備委託料について。

【答】崎津集落の世界遺産への登録を踏まえ、外国人観光客の増加が予想されるため、WiFiとスマートフォンを活用した日本語・英語・中国語・韓国語の4か国語の案内システムの導入による受入態勢を整備する。

【問】サンタクロースの聖地・天草推進事業業務委託料について。

【答】グリーンランド国際サンタクロース協会からアジアで唯一、「天草はサンタクロースの聖地である」と認定さ



れ、今後、さらに「サンタクロースの聖地・天草」を活用した、国内外への情報発信や観光客の誘客、地域ブランド化の推進、サンタクロース関連商品の開発などの事業展開を図るための費用。

◆民生費

【児童福祉費・児童育成費】

【問】放課後児童クラブの受け入れ態勢について。

【答】本渡地区を含む中央部においては、利用希望も含めて、100名程度が不足する状況である。放課後児童クラブの整備については、今後も本市子ども子育て支援事業計画に基づき推進していく。

◆教育費

【教育総務費・教育振興費】

【問】グローバル人材育成事業の外国人留学生について。

【答】留学生の選任は、京都大学大学院が行い、6名を予定している。外国語については、子どもたちが英会話に触れるいい機会と捉え、英語をお願する。

